

- (1) 主科実技等において所定の研究を修了した場合、本人の願い出により修了証明書を交付する。
- (2) 研究期間は、開始学期から 1 年間とする。ただし、学長が認めた場合は、大学院研究科委員会の議を経て、研究期間の短縮及び延長をすることができる。なお、通算在籍年数 3 年を原則とする。
- (3) 練習室、図書館、学生控室、大学院控室を使用できる。
- (4) 納付済の研究料は、一切還付しない。
- (5) 学割の申請はできない。
- (6) 日本滞在のための留学用ビザ申請はできない。